

第 16 章 当社外部接続サービス

〔本章の目的〕

第 49 条 本章は、当社が当社外部接続サービス利用者に当社外部接続サービスを提供するにあたって、銀行法その他関連する法令に定める電子決済等代行業（以下「電代業」といいます。）を営む者たる当社と銀行その他の金融機関たる契約者との間で契約することが義務付けられている事項（以下「電代業法定事項」といいます。）について定めることを目的とします。なお、当社及び契約者が別途本章の定めにより電代業法定事項を合意のうえ契約した場合には、当該契約が本章に優先して適用されるものとします。

〔用語の定義〕

第 50 条 本章においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
当社外部接続サービス	当社が提供する電代業に該当するサービスのうち、金融 ANSER システムサービスのデータ通信設備に直接接続されるもの
契約者サービス	契約者が契約者の顧客に提供する契約者のサービス
連鎖接続	金融 ANSER システムサービスのデータ通信設備を通じて取得した情報の全部又は一部を当社外部接続サービス利用者に伝達することを目的として連鎖接続先に提供し、又は当社外部接続サービス利用者の指図（当該指図の内容のみを含む。以下同じ。）を連鎖接続先から受領して金融 ANSER システムサービスのデータ通信設備を通じて契約者に伝達すること
連鎖接続先	銀行法施行規則その他の法令に定める電子決済等代行業再委託者又はこれと同等の者
連鎖接続先サービス	連鎖接続先が当社外部接続サービスを活用して契約者の顧客又は他の連鎖接続先に対し提供するサービス
当社外部接続サービス利用者	当社外部接続サービス又は連鎖接続先サービス及び契約者サービスを利用することに同意した者であって、当社が当社外部接続サービスの利用を認め又は連鎖接続先が連鎖接続先サービスの利用を認め、契約者が契約者サービスの利用を認めた者
利用者情報	当社が当社外部接続サービス利用者の指図に基づき金融 ANSER システムサービスのデータ通信設備を通じて契約者から取得した当社外部接続サービス利用者に関する情報

〔当社外部接続サービスの提供〕

第 51 条 当社は、新たに当社外部接続サービスを提供し又は当社外部接続サービスを変更

しようとするときは、契約者に対して事前に通知を行うものとします。

- 2 契約者は、前項に基づく通知を受けてから 30 日以内（以下「同意拒否期間」といいます。）に、当社に対して、当該通知に対する同意を拒否することができるものとし、契約者が同意拒否期間内に当該通知に対して別途書面をもって明確に拒否しなかった場合には、当該通知に対して同意したものとみなします。なお、契約者は、銀行法その他関連する法令の主旨に従い、客観的かつ合理的な理由がない限り、当該通知に対する同意を拒否しないものとします。

〔セキュリティ〕

- 第 52 条** 当社は、当社外部接続サービスの提供にあたり、事前に契約者に対し当社外部接続サービスに係るセキュリティに関する書面（以下「セキュリティ報告書」といいます。）を提出し、セキュリティ報告書に従ったセキュリティを維持するものとします。
- 2 当社は、セキュリティ報告書に重要な変更が生じるときは、変更の 30 日前までに契約者に変更後のセキュリティ報告書を提出するものとします。ただし、当社が緊急にセキュリティ対策を行う必要があるなどやむを得ない場合には、変更後のセキュリティ報告書を速やかに契約者に提出するものとします。
 - 3 当社は、当社外部接続サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要があると客観的かつ合理的に認められるセキュリティ対策を、当社の費用と責任において行うものとします。
 - 4 当社が前項に定めるセキュリティ対策を実施するにあたり、契約者に協力を求めた場合、契約者は、実務上可能な範囲でこれに協力するものとします。

〔当社外部接続サービス利用者又は連鎖接続先への賠償〕

- 第 53 条** 当社は、当社外部接続サービスに関して当社外部接続サービス利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、当社外部接続サービス利用者と当社間（連鎖接続先を通じて提供されている場合は当社外部接続サービス利用者と連鎖接続先間）の契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、当社は（連鎖接続先を通じて提供されている場合は連鎖接続先をして）、当社外部接続サービス利用者に対し、当社外部接続サービス利用者に生じた損害を賠償します。
- 2 当社は、前項に基づき当社外部接続サービスに関して当社外部接続サービス利用者に生じた損害を当社外部接続サービス利用者に対して賠償した場合であって、当該損害が専ら契約者の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社が当社外部接続サービス利用者に賠償した損害を契約者に求償することができるものとします。また、当社は、前項に基づき当社外部接続サービスに関して当社外部接続サービス利用者に生じた損害を当社外部接続サービス利用者に対して賠償した場合であって、当該損

害が当社及び契約者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、契約者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上契約者と合意した額を求償することができるものとします。

- 3 当社が第 1 項に基づき当社外部接続サービスに関して当社外部接続サービス利用者に生じた損害を賠償した場合において、当該損害が、当社又は契約者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当社及び契約者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。
- 4 契約者は、契約者サービスに関して当社外部接続サービス利用者に生じた損害を当社外部接続サービス利用者に対して賠償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して当社外部接続サービスに関して当社外部接続サービス利用者に生じた損害を当社外部接続サービス利用者に対して賠償した場合、以下のとおり当社に求償できるものとします。
 - (1) 当該損害が専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであることを契約者が疎明したときは、契約者が当社外部接続サービス利用者に賠償した損害を当社に求償することができるものとします。
 - (2) 当該損害が当社及び契約者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを契約者が疎明したときは、当社に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当社と合意した額を求償することができるものとします。
 - (3) 当該損害が、当社又は契約者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当社及び契約者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

〔モニタリング・監督〕

- 第 54 条** 契約者は、当社外部接続サービスのセキュリティがセキュリティ報告書の基準を満たしていない可能性があるとして客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社に対し、当社外部接続サービスのセキュリティについて、報告及び資料提出を求めることができるものとし、当社は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとします。
- 2 契約者は、前項の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社外部接続サービスの提供停止を求めることができるものとします。

〔連鎖接続先〕

- 第 55 条** 当社は、連鎖接続先に対し、当該連鎖接続先の連鎖接続先サービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。

- 2 契約者は、当社が連鎖接続先に対し、係る指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めることができるものとします。契約者が当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めたにもかかわらず、当社が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停止しない場合、契約者は、当社に当該連鎖接続先との連鎖接続に係る当社外部接続サービスの提供停止を求めることができるものとします。
- 3 契約者は、前項に基づき連鎖接続の停止を求める場合、可能な範囲でその理由を当社に説明するものとします。

〔データの取扱い〕

- 第 56 条** 当社は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社外部接続サービス利用者又は連鎖接続先との契約に従って取り扱うものとします。
- 2 当社は、利用者情報及び当社外部接続サービス利用者の指図を、当社外部接続サービスを当社外部接続サービス利用者に提供するためにのみ使用するものとします。